

## 上士幌町商工事業者持続化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格等高騰による町内商工事業への影響に鑑み、町内商工事業者に対しその事業の持続化に対する適切な支援を行うため、緊急的な措置として実施する上士幌町商工事業者持続化支援補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人で、商工事業者であって、今後も事業継続する意思がある者で下記の(1)と(2)のいずれかに該当し、(3)に該当する者とする。

(1) 令和3年1月1日から令和4年10月までのいずれかの月(以下「対象月」という。)の売上額が平成30年11月～令和2年10月(以下「比較月」という。)までの同月比で10%以上減少しているもの。ただし、令和2年11月以降に開業したものは開業した翌月から3か月の売上額の平均と直近3か月のいずれかの月の売上額との比較で10%以上減少している場合は対象とする。

(2) 対象月の仕入額が比較月との比で10%以上増加しているもの。ただし、令和2年11月以降に開業したものは、開業した翌月から3か月の仕入額の平均と直近3か月のいずれかの月の仕入額との比較で10%以上増加している場合は対象とする。

(3) 町内で酪農・畜産・畑作を営むの個人事業主、法人ではないもの

2 交付対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 事業者は町税等を滞納していないこと。

(給付金の額)

第3条 支援金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 一律給付として1事業者50,000円とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の申請をしようとする者は、令和5年2月10日までに上士幌町商工事業者持続化支援金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 上士幌町商工事業者持続化支援金申請書別紙(別記様式第2号の1～4の該当する様式を選択)

(2) 対象月を含む(平成30年～令和2年のいずれかの年)確定申告書別表一の控え、法人の場合は法人事業概況説明書の控え(e-Taxの場合は、確定申告書に日付が入っているもの、日付が入っていない場合は受信通知(メール詳細)を添付すること。)

(3) 対象月と比較月の決算書や売上台帳、仕上台帳等の売上もしくは仕入額が分かる書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 町長は、前条の申請がなされたときは、当該内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、支援金を交付すべきと認めるときは速やかに上士幌町商工事業者持続化支援金交付決定通知（別記様式第3号）により通知の上交付するものとし、交付すべきでないとき認めるときは上士幌町商工事業者持続化支援金不交付決定通知（別記様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

2 町長は、支援金の交付に関し、申請者の同意があったときは、必要な調査を行うことができる。

（支援金の返還）

第6条 町長は、偽りその他の不正な行為により給付を受けた者があるときは、その者から当該給付を受けた全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

(別記様式第1号)

上士幌町商工事業者持続化支援金交付申請書

令和 年 月 日

上士幌町長 竹中 貢 様

申請者 住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

上士幌町商工事業者持続化支援金を受けたいので上士幌町商工事業者持続化支援金交付要綱第4条の規定により申請します。

また、引き続き事業を継続していく意思があることを申し伝えます。

なお、本要綱に基づく交付の決定に際し、申請内容を確認するため、必要に応じ町税の課税台帳を担当職員が閲覧することに同意します。

記

1 交付申請額 金 50,000 円

2 振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 対象月を含む(平成30年~令和2年のいずれかの年)確定申告書別表一の控え、法人の場合は法人事業概況説明書の控え
- (2) 対象月及び、対象月と比較し10%以上減少した令和4年の月の決算書や売上台帳等の売上が分かる書類の写しまたは、対象月及び、対象月と比較し10%以上増加した令和4年の月の決算書や仕上台帳等の仕入が分かる書類の写し

※このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。



(別紙様式第2号の1)

上士幌町商工事業者持続化支援金交付申請書別紙

■ 令和2年11月以前に開業している事業者

(1) 対象月の売上金額 (令和3年11月～令和4年10月までのいずれかの月)

令和 年 月の (事業収入) 月売上金額 (消費税込み)

円 ※対象月 ①

(2) 比較月の売上金額 (平成30年11月～令和2年10月までのいずれかの月)

令和 年 月の (事業収入) 月売上金額 (消費税込み)

円 ※比較月 ②

(3) 対象月との比較表

(単位:円)

対象月売上 ①	円
比較月売上 ②	円
減 少 額 (② - ①) ③	円
減少率 (③/②×100) ④	%

(別紙様式第2号の2)

上土幌町商工事業者持続化支援金交付申請書別紙

■令和2年11月以降に開業している事業者

(1) 対象月の売上金額 (直近3か月のいずれかの月の売上額)

令和 年 月の (事業収入) 月売上金額 (消費税込み)

\_\_\_\_\_ 円 ※対象月 ①

(2) 比較月の平均売上金額 (開業した翌月から3か月の売上額 (消費税込み))

令和 年 月	円
令和 年 月	円
令和 年 月	円
合 計	円②

② / 3カ月 = \_\_\_\_\_ 円 ※比較月 ③

(3) 対象月との比較表

(単位:円)

対象月売上 ①	円
比較月売上 ③	円
減 少 額 (③ - ①) ④	円
減 少 率 (④/③×100) ⑤	%

(別紙様式第2号の3)

上士幌町商工事業者持続化支援金交付申請書別紙

■ 令和2年11月以前に開業している事業者

(1) 対象月の仕入金額

令和 年 月の月仕入金額 (消費税込み)

円 ※対象月 ①

(2) 比較月の仕入金額

令和 年 月の月仕入金額 (消費税込み)

円 ※比較月 ②

(3) 対象月との比較表

(単位：円)

対象月仕入 ①	円
比較月仕入 ②	円
増加額 (① - ②) ③	円
増加率 (③/②×100) ④	%

(別紙様式第2号の4)

上士幌町商工事業者持続化支援金交付申請書別紙

■令和2年11月以降に開業している事業者

(1) 対象月の仕入金額 (直近3か月のいずれかの月の仕入額)

令和 年 月の月仕入金額 (消費税込み)

円 ※対象月 ①

(2) 比較月の平均仕入金額 (開業した翌月から3か月の仕入額 (消費税込み))

令和 年 月	円
令和 年 月	円
令和 年 月	円
合計	円②

② / 3カ月 = 円 ※比較月 ③

(3) 対象月との比較表

(単位:円)

対象月仕入 ①	円
比較月仕入 ③	円
増加額 (① - ③) ④	円
増加率 (④ / ③ × 100) ⑤	%



(別記様式第3号)

上士幌町商工事業者持続化支援金交付決定通知書

上士商観指令第 号

申請者 住所  
事業者名  
代表者名

令和 年 月 日付で交付申請のあった上士幌町商工事業者持続化支援金については、上士幌町商工事業者持続化支援金交付要綱第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知し、同額を確定額とします。

令和 年 月 日

上士幌町長 竹 中 貢

記

- 1 給付金の交付決定額は、金 50,000 円です。
- 2 振込予定日は令和 年 月 日です。
- 3 虚偽の申請その他不正な行為があった場合はこの給付金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に交付された給付金があるときはその返還を命ずることがあります。

(商工観光課)

(別記様式第4号)

上士商観第 号  
令和 年 月 日

様

上士幌町長 竹 中 貢

上士幌町商工事業者持続化支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった上士幌町商工事業者持続化支援金については、以下の理由により不交付とすることに決定したので上士幌町商工事業者持続化支援金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

(商工観光課)